

# CU三多摩ニュース No.63

2020.11.20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町1-40-12

北多摩西教育会館内

☎Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

イズ店 64 店舗を除く、直営店・本社の社員、約 300 名を即日解雇しました。

Aさんは地域の市議会議員を通じて組合へ相談を寄せたのは、解雇から 10 日余の 5 月 2 日。3 月 15 日以降の賃金がもらえず解雇予告手当も支払われない。4 月 10 日からの休業命令でも休業手当が支払われていないという訴えでした。

会社からは、お詫び文と退職時の手続き説明書のみ。その説明文では、未払い賃金は労働者健康安全機構の立て替え払い制度の利用で、解雇予告手当を除く 8 割が支払われるから申請を。解雇予告手当や立替え払い残の 2 割はいずれの時期かに弁済する。完済できるか不確定との説明でした。

## 未払い賃金と就労あっせん求めて交渉

組合は、Aさんからの相談を受け、解雇された人たちの組織化を提案。Bさんが組合加入、団体交渉を申し入れました。申し入れは、①未払い賃金は民事再生とは別であり、即刻弁済すること、②解雇は整理解雇の要件からも無効であり、撤回し就労を確保すること、その他の要求も併せて行いました。

団体交渉でX社は、新型コロナでの営業自粛で収益がゼロになり、13 億円の債務超過に陥った。自力再建を断念し、民事再生の手続きが承認されたと経過を説明。また賃金を支払う原資がなく、やむなく労働者健康安全機構の立て替え払い制度を利用するため解雇とした。スポンサー企業=事業の譲渡先が確定すれば、資金が入るので、優先的に賃金の未払い分は弁済する、見通しが立つのは 3 カ月後だろうとの説明でした。

組合はX社に対して、①賃金は、支払い日までに弁済する義務が使用者にある、②解雇された労働者の再就労は絶対条件であると要求。

AさんとBさんには労働者健康安全機構から、8 月に未払い賃金の 8 割が支払われ、その後にX社のスポンサー企業が決定し、事業譲渡の手続きが行われ、10 月 30 日には未払い賃金全額が完済されました。



## 秋の拡大月間、目標にあと一步

三宅一也書記長

2020 年秋の仲間を増やす運動は 10 月から約一ヶ月半を経過し、CU 東京全体で 78 人、三多摩協議会では 16 人の加入となっています。この取り組みで 1500 人 CU 東京と 300 人三多摩まであと一步の状況です。

三多摩協議会では 11 月 10 日と 12 日に東京土建三多摩の 7 支部を訪問し、拡大の協力を訴えました。そして 12 月にはいくつかの支部の支部四役会議で直接訴えることになりました。

また 11 月 18 日の東大和市駅頭宣伝のとき、宣伝に参加していた宮田委員長が土建本部書記を偶然見つけ、加入を訴えて拡大に結び付けました。

三多摩協議会は現在 296 人です。コロナ禍で大変な時期ですが、労働相談でも奮闘して、加入が続いています。あと一步の奮闘で 28 人の目標を達成し、安定した 300 人組織が実現できます。仲間の皆さんのが熱いご協力をお願いします。

### 労働相談で解決

### コロナ禍の解雇で賃金確保と再就労

和服のリサイクルを事業にしていた X 社は、新型コロナによる自粛休業で収益が大幅に減少し、自力再建を断念。2020 年 4 月 20 日に東京地裁に民事再生の適用申し立てを行うとともに、同時に全国に展開していた 112 店舗のうち、フランチャ

Aさんの再就労について、X社から譲渡先のY社へ事実上の「斡旋」が行われ、譲渡先の会社への採用が決定しました。Bさんもすでに就労先を決めており、今回は粘り強く交渉を行った中で労働者の権利が守られたと思います。尼崎記

## 医療現場でのパワハラ認め、謝罪

### 組合の団交要請でスピード解決

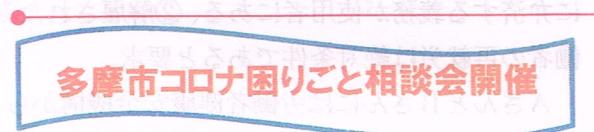
C病院で事務経理職員として働いていたAさん。上司の課長からのパワハラで出勤出来なくなり、退職届を提出後、当組合へ相談にきました。組合ではAさんからの聞き取り後直ちに交渉を申し入れました。

退職届は自発的に提出しているが、パワハラにより退職を余儀なくされたものであると、①パワハラ事件の再発防止②会社都合退職とすること③傷病手当生協ウへの協力を求めました。

C病院は事実を認め、Aさんに謝罪するとともに、要求にも前向きの検討を約束。二回目の交渉で、C病院は今回の事例をパワハラ委員会に報告し、当事者の処分とその上司に厳重注意、再発防止を図っていること、組合の要求にはすべて応じると回答。また病気により就労できないAさんに、解決金の支払いを約し、和解合意をしました。

Aさんが、病気療養に努め、一日も早く就労できるよう組合としても引き続き支援をしていきます。

北村記



コロナ禍の中、職を失ったり、収入が減ったり、様々な影響を受けている市民の困りごとの相談会が、11月2日～3日、多摩市永山北公園で開催

されました。主催は同実行委員会で、行政や地域の市民団体との連携で取り組みました。

両日の相談員など多岐にわたるスタッフは延べ100人以上。相談ブースは医療、法律、生活・仕事、女性、労働で必要に応じ食料支援も行われました。相談件数は40件でした。

これに先立ちCU三多摩・多摩稲城分会は永山駅や多摩センター駅で独自の宣伝行動を行い、事前の告知に努めました。



### 労働組合運動の歴史②

#### 労働者階級の生活状況、住居、都市環境

1843年～44年

F. エンゲルスの「イギリスにおける労働者階級の状態」に学んでエンゲルスが若干24歳の時に著した「イギリスにおける労働者階級の状態」に衝撃的な事実として書かれています。

労働者の住環境の驚くべき悲惨な状況、工場労働では劣悪な職場環境と15時間以上の長時間労働、極限まで下げられる賃金、労働者は、女性、子ども主体（男性労働者は自動機械によって駆逐されていた）で、徹底した健康破壊など戦慄すべき状況が克明に描かれています。そして、周期的に襲ってくる経済恐慌によって、失業となり家族全員が餓死することはまれではありませんでした。（続く）

尼崎 学（副委員長）

### 有期・パート労働者の待遇チェック

期間の定めのある人、一日また週の労働時間が短い人がそれのみを理由として、待遇に格差があることは認められていません。自分の職場の賃金・手当、福利更生を点検してみましょう。不明な点は組合にご相談下さい。